

松江市ソフトウェア導入支援事業補助金交付要綱

改正後

平成 28 年 3 月 28 日

松江市告示第 93 号

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市ソフトウェア導入支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、松江市内に事業所を有するものをいう。
- (2) ソフトウェア等 設計、管理、営業、調達等のパッケージソフトウェア（クラウドサービスで提供されるソフトウェアを含む。）及び自社の課題解決のために独自で開発されたソフトウェア並びに当該ソフトウェアを稼働するために必要な設備（パソコン、サーバー等）をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市ソフトウェア導入支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要なソフトウェア等を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の生産性の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。

<p>交付の対象である事業の内容</p>	<p>次に掲げる事業とする。なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとする。</p> <p>ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業は除く。なお、市長が特に認めるときはこの限りではない。</p> <p>(1) 生産管理支援事業</p> <p>生産工程における製品や情報、原価等を総合的に管理するために必要なソフトウェア等を導入する事業。</p> <p>(2) 製品等開発促進支援事業</p> <p>製品等の開発を促進するために必要なソフトウェア等を導入する事業。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>市内事業所に導入するソフトウェア等の取得に要する経費。ただし、消費税及び地方消費税を除く。</p>
<p>交付の率又は金額</p>	<p>(1) 生産管理支援事業</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、100万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回を限度とする。</p> <p>(2) 製品等開発促進支援事業</p> <p>補助対象経費の3分の1以内の額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回を限度とする。</p>
<p>補助対象者の範囲</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) 松江市内に事業所を有する製造業に属する事</p>

	業を主たる事業として営む中小企業者 (2) 市税を滞納していない者
終期	令和 4 年 3 月 31 日

(交付の申請)

第 4 条 規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 導入するソフトウェア等の取得に係る契約書又は見積書及びその明細
(写し)
- (3) 直近 2 期分の決算書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第 5 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(読替規定)

- 2 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 59 条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第 5 条第

4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

附 則（平成29年3月28日松江市告示第133号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日松江市告示第137号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日松江市告示第147号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日松江市告示第176号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日松江市告示第430号）

この告示は、令和2年7月1日から施行し、改正後の松江市ソフトウェア導入支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年6月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日松江市告示第230号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。